

<資料3>

県・市町村によるDX推進体制構築業務委託 企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、県・市町村によるDX推進体制構築業務委託の委託候補者を選定するため、審査に関して必要な事項を定めるものです。

2 企画提案審査会

(1) 審査は、次の4名の審査員によって構成される審査会によって審査します。

- ・デジタル政策推進課長
- ・デジタル政策推進課調整・DX推進チームリーダー
- ・産業政策課デジタルイノベーション戦略室長
- ・DX推進アドバイザー（プロフェッショナル行政）

デジタル政策推進課長とします。また、審査委員長に事故がある場合は、審査委員長が指名する職員がその職務を代行します。

(2) 審査会の進行、意見の取りまとめ及び審査結果集計は、デジタル政策推進課調整・DX推進チームが行います。

3 審査方法

(1) 審査は企画提案競技参加業者から提案された企画の内容を、Web会議システムを利用したプレゼンテーションとそれに対する質疑応答により行います。なお、プレゼンテーションの発表者は、原則として受注した場合における管理責任者が行うこととします。

(2) 審査は4の「審査項目、審査の視点及び配点」により行います。

(3) 各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けします。

(4) 合計点数の最も高い者を最優秀提案者とし、審査会で委託候補者として決定します。なお、合計点数を比較した結果、合計点数が同点となった場合は、審査員の合議により委託候補者を決定します。

(5) 委託候補者の合計点数が得点率6割に達しない場合は、審査員の合議により契約に当たっての条件等を付与する場合があります。

4 審査項目、審査の視点及び配点

(1) 事業目的の理解（10点）

本業務に対する考え方、重視すべきポイントなど

(2) 事業内容（40点）

支援案件に対する取組方針や支援手法、仕組みを構築する上であるべき方向性 など

(3) 実施体制（15点）

実施体制の妥当性など

(4) 実施適性（10点）

同種及び類似業務の実績など

(5) 費用対効果（10点）

見積金額及び費用内訳の妥当性など

(6) 女性の活躍推進（5点）

女性の活躍推進に関する書類の提出

(7) 賃金水準の向上（5点）

賃金水準の向上に関する書類の提出

(8) 県内情報関連産業の振興（5点）

県内に拠点を有し、拠点に所属する従業員の本業務への従事 等

※詳細は、別紙評価表を参照してください。

5 施行期日

この要領は、令和7年4月23日付けで施行する。

この要領は、令和7年5月21日付けで施行する。